



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽市民表彰規則の一部を改正する規則
[市民参画推進局文化交流部文化交流課] 3885

訓令

▽神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令 [行財政局職員部給与課] 3885

告示

▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等（神戸市営住宅家賃決定通知書兼減免承認書ほか） [行財政局総務部総務課] 3886

▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等（生活困窮者自立支援検査証） [行財政局総務部総務課] 3886

▽北海道の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定 [行財政局主税部税制課] 3887

▽認定特定非営利活動法人の有効期間の更新 [市民参画推進局参画推進部市民協働課] 3887

▽神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ（オテル・ド・摩耶）の臨時休業 [経済観光局観光MICE部観光企画課] 3887

公告

▽一般競争入札による契約の締結（土地の貸付け） [行財政局資産活用部資産活用課] 3888

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [住宅都市局計画部景観政策課] 3891

▽管理処分計画の認可（新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋7第2工区） [住宅都市局市街地整備部都市整備課] 3892

▽開発行為に関する工事の完了（西区南別府4丁目） [経済観光局農政部調整区域指導課] 3892

▽河川工事及び河川の維持の内容等（平成29年3月28日公告第1149号）の一部改正
[建設局防災部河川課] 3893

選挙管理委員会

▽市選管委員長選任告示
[選挙管理委員会事務局] 3894

▽市選管委員長代理指定告示
[選挙管理委員会事務局] 3894

監査委員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 3894

規 則

市民表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

市民表彰規則の一部を改正する規則

市民表彰規則（昭和45年10月規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及びあじさい賞」を「あじさい賞及び芸術文化特別賞」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（芸術文化特別賞）

第5条 芸術文化特別賞は、芸術文化等の分野において、世界的に権威ある賞を受賞する等顕著な成績を収めた市民又は本市にゆかりのある者で、市長が適当と認めるものに対して授与する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

訓 令 甲**訓令甲第2号**

庁中一般
区役所
事業所

神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令

神戸市職員出勤簿等取扱等規程（平成18年3月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（以下「局等」という。）」を削り、「職員をいう。）」の次に「及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。）」を加える。

第4条第1項中「出勤したときは」の次に「、行財政局長が必要がないと認める場合を除くほか」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、退勤するときは、行財政局長が必要がないと認める場合を除くほか、自ら職員証読取機に職員証を認識させなければならない。

第5条第2項中「出勤時限前に」の次に「前条第1項に係る」を加える。

第8条第2項中「押印若しくは」の次に「出勤時における」を加え、「又は第2項」を「若しくは第2項」に改める。

第10条中「職員の」の次に「出勤及び退勤の時刻、」を加え、「出張等」を「出張その他の勤務の状況に係る情報」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第635号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
神戸市営住宅家賃決定通知書兼減免承認書	市長の印	2	隸書	方15
神戸市営住宅収入超過者認定通知書兼家賃決定通知書	市長の印	2	隸書	方15
神戸市営住宅高額所得者認定通知書兼家賃決定通知書	市長の印	2	隸書	方15

神戸市告示第636号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
生活困窮者自立支援検査証	市長の印	2	隸書	方15

神戸市告示第637号

神戸市市税条例（昭和25年 8 月条例第199号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成30年 10月30日神戸市告示第499号において別途告示で定めることとしている期日は、その期限が平成30年 9 月 6 日から平成31年 1 月30日までの間に到来するものについて、平成31年 1 月31日とする。

平成30年12月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第643号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第51条第 2 項に係る有効期間の更新をしたので、法第51条第 5 項により準用する法第49条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 該当の認定特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人フードバンク関西

(2) 主たる事務所の所在地

神戸市東灘区深江本町一丁目 8 番16号バレル芦屋101

(3) 代表者の氏名

浅葉 めぐみ

2 認定の有効期間

5 年（平成30年12月27日から平成35年12月26日まで）

神戸市告示第645号

神戸市立国民宿舎条例（昭和37年10月条例第24号）第12条の規定により、神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジを次のとおり臨時に休業し、及び神戸市立国民宿舎条例施行規則（昭和37年11月規則第64号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり営業時間を変更する。

平成31年 1 月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 臨時休業日

平成31年 2 月12日（火）午前 9 時から平成31年 2 月16日（土）午前11時30分まで

平成31年 2 月18日（月）午前 9 時から平成31年 2 月23日（土）午前11時30分まで

2 営業時間の変更

平成31年 2月12日（火）、平成31年 2月18日（月）の営業時間を午前9時まで、平成31年 2月16日（土）、平成31年 2月23日（土）の営業時間を午前11時30分からに変更する。

公 告

神戸市公告第1034号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借（借地権は発生しない）。対象物件の所在、面積、貸付期間、用途、最低月額貸付価格は別表のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、入札不調後の随意契約についても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
- (3) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - オ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (5) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に参与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用部資産活用課（電話番号 078-322-5142）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月16日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用部資産活用課（電話番号 078-322-5142）

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

平成30年12月21日（金）から平成31年1月16日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用部資産活用課（電話番号 078-322-5142）

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に、入札参加申込書を届け出た者に限ります。

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により、神戸市公金収納取扱金融機関で入札書類の送付までに入札保証金を納入してください。

7 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の期間

平成31年1月28日（月）から平成31年2月7日（木）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用部資産活用課（電話番号 078-322-5142）

(3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ届け出てください。

入札は代理人に行わせることができます。代理人は、入札書と委任状に必要事項を記載し、記名押印のうえ届け出てください。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

平成31年2月15日（金）午前10時00分より

(2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館12階 1121会議室

(3) 落札者の決定の方法

落札者は、最低月額貸付価格以上の入札のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。

(7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。

(10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(11) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。

(13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。

(14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

契約の締結は、平成31年3月29日（金）午後5時までに行います。

別表

物件番号	所在地	面積(m ²)	貸付期間	用途	最低月額貸付価格	入札保証金
1号地	神戸市中央区脇浜海岸通11番1のうち	(実測) 1,380.15	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平面駐車場	¥237,000-	¥711,000-
2号地	神戸市中央区雲井通3丁目390番のうち	(実測) 289.54	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平面駐車場	¥223,000-	¥669,000-
3号地	神戸市中央区山本通4丁目97番105のうち	(概測) 825	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平面駐車場	¥334,800-	¥1,004,400-
4号地	神戸市北区有野町有野字上向山2840番1	(概測) 200	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平面駐車場	¥16,000-	¥48,000-
5号地	神戸市垂水区旭が丘2丁目66番2・5・6・24	(実測) 966.25	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	平面駐車場	¥487,000-	¥1,461,000-
6号地	神戸市西区美穂が丘2丁目1番1のうち	(実測) 200.02	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平面駐車場	¥11,000-	¥33,000-

神戸市公告第1035号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを住宅都市局計画部景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

平成30年12月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
 阪神興業株式会社 代表取締役 水山 清嗣
 神戸市長田区若松町6丁目1番1号
- 2 代理者および設計者の氏名、住所及び電話番号
 (代理者)
 ROUND ARCH 一級建築士事務所 小池 浩和
 島根県松江市浜乃木7丁目3-3
 0852-28-7113
 (設計者)
 同上

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区港島1丁目1番6
- (2) 敷地面積 約 17,902.57平方メートル
- (3) 建築面積 約 382.15平方メートル
- (4) 延べ面積 約 3,048.15平方メートル
- (5) 高さ 約 30.90メートル
- (6) 構造 鉄骨造
- (7) 階数 地上9階
- (8) 建物用途 ホテル

4 縦覧の期間

平成30年12月25日から平成31年1月11日まで

神戸市公告第1036号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋7第2工区に係る管理処分計画の認可を受けたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年12月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 第二種市街地再開発事業の名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業

2 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称

神戸市長田区大橋町7丁目の一部

5 管理処分計画の認可を受けた年月日

平成30年12月21日

神戸市公告第1044号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年1月15日

神戸市長 久元 喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区南別府四丁目301番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
姫路市手柄125番地3 手柄アートスカイハイツ1503
中西 英昭
- 3 許可番号
平成30年10月17日 第6911号

神戸市公告第1045号

河川工事及び河川の維持の内容等（平成29年3月28日公告第1149号）の一部を次のように改正し、平成31年1月15日から適用します。

平成31年1月15日

神戸市長 久元喜造

（改正前）

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の期間
二級河川 伊川	右岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字浄善坊798番地先から 神戸市西区伊川谷町別府字 久保田1263番地先まで 左岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字上ノ所54番地先から 神戸市西区伊川谷町別府字 末田1225番地先まで	9,450	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23日から 平成32年3月31日まで

（改正後）

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の期間
二級河川 伊川	右岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字浄善坊798番地先から 神戸市西区伊川谷町北別府 一丁目6番4地先まで 左岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字上ノ所54番地先から 神戸市西区伊川谷町南別府 二丁目6番6地先まで	8,580	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23日から 平成32年3月31日まで

選挙管理委員会

神戸市選告示第10号

神戸市選挙管理委員会委員長 山田 哲郎より、平成30年12月31日付をもって委員長の職を辞する旨の申出があったので、神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年 8 月 1 日 神戸市選告示第 1 号）第 2 条第 2 項の規定による委員長の選挙を行った結果、平成31年 1 月 1 日付で次の者を委員長に選任した。

平成31年 1 月15日

神戸市選挙管理委員会
委員長 井 上 考 之

住 所 神戸市垂水区陸ノ町 7 番24号
氏 名 井上 考之

神戸市選告示第11号

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年 8 月 1 日 神戸市選告示第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成31年 1 月 1 日付をもって、委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

平成31年 1 月15日

神戸市選挙管理委員会
委員長 井 上 考 之

住 所 神戸市東灘区住吉山手 2 丁目 7 番16号
氏 名 寺坂 光夫

監 査 委 員

監査公表第 5 号

平成31年 1 月15日

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

監 査 公 表

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容につ

いて別紙のとおり公表します。

記

平成30年度財務定期監査（1）

事業所等

平成30年度工事定期監査及び出資団体工事監査（1）

建設局，水道局，（一財）神戸すまいまちづくり公社，神戸交通振興（株）